

かすむ原発40年ルール

停止期間除外を電力業界

本震災 10年 東大

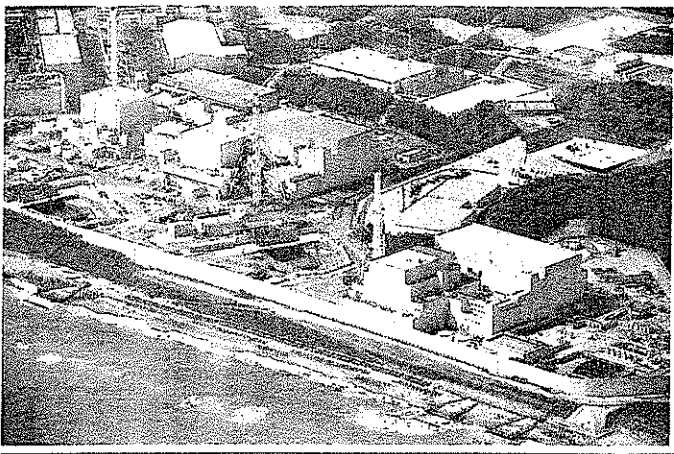
原発の運転期間を原則40年とする「40年ルール」。2011年の東京電力福島第一原発事故をきっかけに、老朽化した原発を運転させないために導入された。事故から間もなく10年になるが、制度の緩和を働きかけた動きが表立ってきた。40年ルールを巡る電力業界などの動向を通った。

【本木涼子】

原発事故前、国内の原発には運転期間の制限がなかった。運転を始めてから30年がたつと、原子力規制委員会の「前導」の原子力安全・保安院が10年ごとに機器の劣化具合を点検したり追加の安全対策が必要か確認したりしたが、問題がなければ運転を続けられた。

ところが、原発事故による反原発の世論の高まりを受け、当時の民主党政権は「脱原発」の象徴的な政策として、40年ルールを打ち出した。導入のために原子炉等規制法を改正したが、改正に反対の声もあったことから、例外も規定。運転開始から40年の時点で、将来の劣化に備えた対策が十分だと規制委が判断すれば、最大20年の運転延長が可能になった。

例外規定はあるものの、世間では「40年ルールは原発の寿命」と捉えられている。運転停止中の中部電力浜岡原発の（左から）1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機、8号機、9号機、10号機、11号機、12号機、13号機、14号機、15号機、16号機、17号機、18号機、19号機、20号機、21号機、22号機、23号機、24号機、25号機、26号機、27号機、28号機、29号機、30号機、31号機、32号機、33号機、34号機、35号機、36号機、37号機、38号機、39号機、40号機、41号機、42号機、43号機、44号機、45号機、46号機、47号機、48号機、49号機、50号機、51号機、52号機、53号機、54号機、55号機、56号機、57号機、58号機、59号機、60号機、61号機、62号機、63号機、64号機、65号機、66号機、67号機、68号機、69号機、70号機、71号機、72号機、73号機、74号機、75号機、76号機、77号機、78号機、79号機、80号機、81号機、82号機、83号機、84号機、85号機、86号機、87号機、88号機、89号機、90号機、91号機、92号機、93号機、94号機、95号機、96号機、97号機、98号機、99号機、100号機



運転停止中の中部電力浜岡原発の（左から）1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機、8号機、9号機、10号機、11号機、12号機、13号機、14号機、15号機、16号機、17号機、18号機、19号機、20号機、21号機、22号機、23号機、24号機、25号機、26号機、27号機、28号機、29号機、30号機、31号機、32号機、33号機、34号機、35号機、36号機、37号機、38号機、39号機、40号機、41号機、42号機、43号機、44号機、45号機、46号機、47号機、48号機、49号機、50号機、51号機、52号機、53号機、54号機、55号機、56号機、57号機、58号機、59号機、60号機、61号機、62号機、63号機、64号機、65号機、66号機、67号機、68号機、69号機、70号機、71号機、72号機、73号機、74号機、75号機、76号機、77号機、78号機、79号機、80号機、81号機、82号機、83号機、84号機、85号機、86号機、87号機、88号機、89号機、90号機、91号機、92号機、93号機、94号機、95号機、96号機、97号機、98号機、99号機、100号機

うになった。ただ、電力業界にとってこのルールは「目の上のたんこぶ」（電力社）でしかないという。このように、原発の新設や既存の敷地内での増設は地元の反発などから難しく、「今あるものをできるだけ長く運転したい」のが電力業界の本音だ。経済産業省の幹部は「安全基準に時間がかかり、震災で停止した原発がようやく再稼働しても、40年ルールをせいで数年で運転を止めるなんて経済的にやばい」と話す。40年ルールを撤廃したい電力業界が、手始めに考えたのがルールの緩和だ。

再稼働した原発や、再稼働を目指している原発は、いずれも原発事故の影響でより4〜10年も停止している。法律では、運転期間は

運転開始からの年月を指すことになった。ただ、電力業界にとってこのルールは「目の上のたんこぶ」（電力社）でしかないという。このように、原発の新設や既存の敷地内での増設は地元

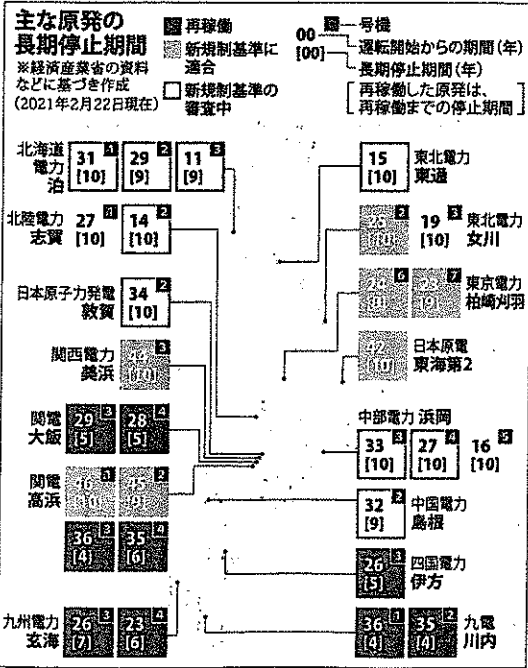
40年ルールを巡る一連の動きで、規制委は電力業界との意見交換に臨んだものの、運転期間については国会が決めたことと、科学的な議論で消極的な姿勢を見せる。

寿命の計算困難 規制委

規制委が運転期間の議論に及び腰なのは、原発によって劣化の仕方が異なり、一律に寿命がこの程度だと科学的に説明するのが難しいからだ。「原発の寿命の計算を詰めて議論するのは

「そう提案した。だが、規制委の要田委員（委員長）は「現段階では私たちができるものではない」とかわされた。すると、電力業界は技術的な議論の場を公開で設けるよう呼びかけた。規制委を議論のテーブルに着かせるため、長期停止している原発の劣化対策に関する業界独自の「保全ガイドライン」を作った。規制委に専門的な助言を求めた。規制委は20年7月、運転期間について「40年は寿命ではなく、将来の劣化に備えた対策を考慮しつつ、老朽化しているのか、評価を行うタイミング」などとする結論に至り、見解を公表した。

同年12月の衆議院の原子力問題調査特別委員会。自民党の細田健一議員は「40年」というのは原子炉の寿命ではないということの確認を、規制委の要田委員長に求めた。要田氏は、国会の場でも寿命ではないと認めつつも「どう付け加えた」と運転期間のあり方は立法政策としての定めであって、原子力利用のあり方に関する政策判断の結果にほかならず、規制委が意見を述べる立場にはない。



審査時期先送り懸念

関西電力高浜1、2号機と福島の40年超の運転延長は規制委に認可され、地元の福井県高浜町と同県美浜町は今月、再稼働に同意した。老朽化させないため、さらば配管など交換可能な部品や機器は新品のものに置き換えて対応する。

ただ、原子炉圧力容器などは取り換えることができないので、老朽化するまで運

も、40年ルールの運転期間に長期停止期間を含めないとすると、審査のタイミングが40年から長期停止期間を加味した時点で先送りされる恐れが出てくる。NPO法人「原子力資料情報館」の伴英幸共同代表は「40年ルールを厳格にした変更のほかに、福島の原発事故を踏まえて、老朽化も含めて問題があれば厳しく規定すべきだ」という当時の教訓に立ち返って考える必要がある」と話す。